

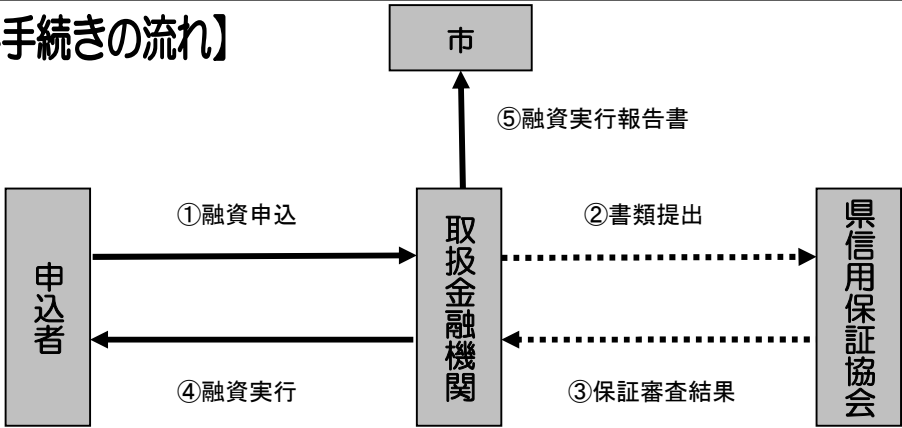
【海老名市中小企業事業資金融資のお申込みは直接、下記取扱金融機関窓口へ】

金融機関名	所在地		電話番号
きらぼし銀行 ※融資の相談は大和支社へ	大 和 支 社	大和市大和南 1-4-4（大和支店建物 2階）	046-205-4731
	厚 木 支 店	厚木市田村町 6-7	046-295-1411
	海 老 名 支 店	海老名市中央 1-11-14	046-233-8393
	さがみ野支店	海老名市中央 1-11-14（海老名支店内）	046-232-1611
静 岡 銀 行	厚 木 支 店	厚木市旭町 1-2-1	046-228-0341
静岡中央銀行	厚 木 支 店	海老名市中新田 2-14-1	046-233-8500
	綾 瀬 支 店	綾瀬市深谷上 6-16-22	0467-76-4141
	座 間 支 店	座間市入谷西 2-56-8	046-254-3151
	寒 川 支 店	寒川町倉見 482-3	0467-74-1510
城南信用金庫	海 老 名 支 店	海老名市中央 1-4-27	046-231-1411
	相模大塚支店	大和市桜森 3-5-3	046-263-5551
ス ル ガ 銀 行	厚 木 支 店	厚木市中町 3-13-4	046-221-5161
	海 老 名 支 店	海老名市中央 1-4-35	046-232-3311
平塚信用金庫	厚 木 支 店	厚木市中町 1-5-10	046-221-2811
	海 老 名 支 店	海老名市東柏ヶ谷 2-2-11	046-231-1088
	座 間 支 店	座間市入谷東 4-55-1	046-254-6111
み す ほ 銀 行	厚 木 支 店	厚木市中町 3-5-10	046-221-6333
	海 老 名 支 店	海老名市中央 1-4-1 ビナウォーク 5 番館 1F	046-235-0471
三井住友銀行 ※融資の相談は町田法人営業部へ	町田法人営業部	東京都町田市原町田 6-12-1	042-723-1151
	厚 木 支 店	厚木市中町 2-3-5	0570-043-195
	海 老 名 支 店	厚木市中町 2-3-5（厚木支店内）	
	伊 勢 原 支 店	厚木市中町 2-3-5（厚木支店内）	
	大 和 支 店	大和市大和東 2-2-17	
横 浜 銀 行 ※融資の相談は大和支店へ	厚 木 支 店	厚木市中町 2-2-1	046-224-2211
	綾 瀬 支 店	綾瀬市大上 2-1-3	0467-76-8161
	海 老 名 支 店	海老名市扇町 5-10	046-232-8004
	海老名駅前支店	海老名市扇町 5-10	046-232-7087
	高座渋谷支店	大和市渋谷 6-1 7-1	046-269-8811
	さがみ野支店	海老名市東柏ヶ谷 3-13-35	046-232-5151
	桜ヶ丘支店	大和市大和東 1-8-1（大和支店内）	046-261-2211
	中央林間支店	大和市中央林間 4-14-1	046-276-1171
	長 後 支 店	藤沢市下土棚 471	0466-44-1331
	南海老名支店	海老名市国分寺台 2-11-26	046-231-6758
	南 林 間 支 店	大和市南林間 2-11-2	046-274-3311
	大 和 支 店	大和市大和東 1-8-1	046-261-2211
横浜信用金庫	海 老 名 支 店	海老名市中央 2-4-8	046-234-5111
	さがみ野支店	海老名市東柏ヶ谷 2-24-6	046-232-8311
り そ な 銀 行 ※融資の相談は厚木支店へ	厚 木 支 店	厚木市旭町 1-25-1-101	046-228-1811
	海 老 名 支 店	海老名市中央 1-4-22	046-233-6511
	伊 勢 原 支 店	伊勢原市伊勢原 1-3-6	0463-92-1511

令和7年度 海老名市中小企業事業資金融資制度のご案内

- 制度の目的
この制度は、市内において商工業を営んでいる中小企業者にこの資金を融資することにより、事業活動を円滑にし、健全な発展をしていただくためのものです。
- 制度のしくみ
市内中小企業者向け融資資金として、金融機関と契約し、市の定めた要綱に従って皆様方に 融資するしくみです。
- 制度利用のポイント
次に挙げるポイントを十分に心得て、市融資制度の申込みをしてください。
 - ・経営の状態をよく把握しておく。
 - ・帳簿等の資料をよく整理しておく。
 - ・計画的に余裕をもって早めに申込みをする。
 - ・返済条件などを必ず守る。
- 要件認定
景気対策特別資金を申し込まれる際には、中小企業信用保険法第 2 条第5項又は同法第2条第 6 項の認定が必要となります。
- 次のいずれかに該当する場合は融資を受けられません。
 - ・市税を完納していない場合（延滞金も含む）
※市税……「（法人）市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」
 - ・神奈川県信用保証協会の代位弁済中の場合
 - ・金融機関から取引停止処分を受けている場合
 - ・その他市長が適当でないと認めた場合（今までにこの融資制度を不正に利用したことがある場合など）
- 融資を受けられた方へ
融資実行後、申込内容に変更が生じたときは、速やかに取扱金融機関に届け出てください。
例）住所、名称、代表者又は氏名を変更したとき
事業を中止、又は廃止したとき
個人事業の内容及び債権を全て継承し法人化したとき など

【申込み手続きの流れ】



※②③は、金融機関の判断により不要場合があります。

【海老名市中小企業事業資金融資】

資金の種類		対象者	資金 使 途	融資 限 度 額	融資 利 率	利用者 負担利率 （※6）	市 負担利率 （※7）	融資期間 （据置期間）	保証人 信用保証 担保	申込書類	申込先
経営安定 融資資金	中小企業支援資金	市内（※1）で1年以上の営業実績を有している中小企業者（※2）又は小規模企業者（※3）	運転 設備	3,000 万円	1.8%	0.9%	0.9%	84 月以内 （据置 6 月以内を含む）	金融機関の判断による	①取扱金融機関が定めた申込書 ②市税納税証明書（完納証明書） ※市税に滞納がある場合は、融資を受けられません。 ※市税……「（法人）市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」 ③印鑑証明書 ④定款 ⑤法人登記事項証明書 ⑥決算書又は予算書 ⑦所得証明書（確定申告書の写） ⑧その他取扱金融機関が必要と認めた書類	別記取扱 金融機関 （※8）
	中小企業支援資金 （小口資金）	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者	運転 設備	1,000 万円	1.8%	0.9%	0.9%	60 月以内 （据置 6 月以内を含む）			
	景気対策特別資金	市内で1年以上の営業実績を有している中小企業者又は小規模企業者であり、かつ、市長の認定を受けた特定中小企業者（※4）又は特例中小企業者（※5）	運転 設備	3,000 万円	1.8%	0.9%	0.9%	84 月以内 （据置 12 月以内を含む）			
	景気対策特別資金 （小口資金）	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者であり、かつ、市長の認定を受けた特定中小企業者又は特例中小企業者	運転 設備	1,000 万円	1.8%	0.9%	0.9%	60 月以内 （据置 12 月以内を含む）			
創業等資金		以下の2点を満たす者 ・保証協会が実施する創業関連保証制度の保証対象者 ・市内で営業実績1年未満の中小企業者又は小規模企業者、若しくは市内での創業予定者（1月以内に事業を開始又は2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する）で具体的な計画を有する者	運転 設備	1,000 万円	1.8%	0.9%	0.9%	60 月以内 （据置 6 月以内を含む）			

- ※1 資金を市内事業所で活用する場合は、本店所在地が市外でも可。対して、本店が市内であっても、市外事業所には活用不可。
- ※2 中小企業者とは、資本金又は出資金の額が3 億円（小売業又はサービス業にあっては 5 千万円、卸売業にあっては 1 億円）以下の法人、又は常時使用する従業員の数が 300 人（小売業にあっては 50 人、サービス業又は卸売業にあっては 100 人）以下の法人若しくは個人をいいます。
- ※3 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業にあっては 5 人）以下の会社又は個人をいいます。

- ※4 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する中小企業者をいいます。
- ※5 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する中小企業者をいいます。
- ※6 利用者負担利率：中小企業者が金融機関へ実際に支払う利息です。
- ※7 市負担利率：融資利率と利用者負担利率の差額分を、市が金融機関へ支払う（利子補給する）ものです。
- ※8 融資のお申込みは、裏面に記載のある取扱金融機関窓口へ直接お問い合わせください。

【補助制度】

利子補給制度

海老名市中小企業事業資金融資は、利子補給分を差し引いた利息で融資を実行します。
利子補給分は市が金融機関に対し支払うことで、利用者の利息負担の軽減をしています。

融資利率
（市と金融機関の間で
契約している利率）

—

市負担利率
（市が金融機関へ利子補給
金として支払います。）

=

利用者負担利率

- ＜注意点＞
- 次のような場合、利子補給が停止します。
- 例）・市外に事業所を移転した場合
- ・事業を中止、又は廃止した場合
- ・市融資要綱から外れる条件変更をした場合（規定の融資期間を超えるなど）
- ・取扱金融機関が保証協会に対し代位弁済を請求した場合
- ・利子補給金を交付すること（利息の負担を軽減すること）が適当でないと認めた場合（法令違反など）
- ・その他海老名市補助金等の交付に関する規則、市融資要綱及び市利子補給金交付要綱に反した場合

信用保証料補助制度

海老名市中小企業事業資金融資を利用する際に、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料を補助します。
補助金額：支払った保証料の全額（限度額 10 万円）
補助要件：① 市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること
② 納期が経過した分の市税に滞納がないこと

- ＜注意点＞
- 繰上返済により、神奈川県信用保証協会から支払った信用保証料の一部が還付されることがあります（新たな信用保証料との相殺を含む）。このことにより、補助金額が実際の信用保証料負担額を超過した場合、市に超過した補助金額を返還していただきます。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給制度

商工会議所の経営指導を受けることにより利用することができる「小規模事業者経営改善資金」を、海老名商工会議所の推薦を受けて利用された方に対し、毎年1月1日から12月31日までの間に日本政策金融公庫に支払った利子の一部を補助します。
補助期間：36月以内
補 助 率：借入金2,000万円以下の範囲で支払った利子額の50%以内